

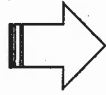
資料 2

障害者差別解消法の施行状況等について

障害者差別解消法における地方公共団体の取組に関する事項

1 地方公共団体等職員対応要領の作成（第10条）

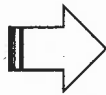
職員が遵守すべき服務規律の一環として「地方公共団体等職員対応要領」を定める



平成27年度末までに各部局において「職員対応要領」等を策定

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備（第14条）

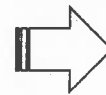
国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の相談、紛争の防止、解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図る



条例による現行の相談制度と調整委員会を活用し体制整備

3 障害者差別解消支援地域協議会（第17条～第20条）

国及び地方公共団体の関係機関は、当該地方公共団体の区域における相談対応や差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる



既存の「熊本県障害者虐待防止連絡会議」の設置目的に『障害者差別の解消に関すること』を追加するとともに、会議の名称を「熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議」に変更し、法に基づく地域協議会として位置付け

4 その他

(1) 責務（第3条）

障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならない

(2) 環境の整備（第5条）

合理的配慮を的確に行うため、バリアフリー化、コミュニケーション支援のための人的支援、職員への研修など、必要な環境の整備に努める

(3) 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止（第7条）

- ① 不当な差別的取扱いの禁止（法的義務）
- ② 合理的配慮の提供（法的義務）

(4) 啓発活動（第15条）

障害を理由とする差別の解消について関心と理解を深めるため啓発活動を行う

人第543号
障がい第1991号
平成28年3月28日

本庁各課（センター）長 }
各地方出先機関長 } 様

総務部長
健康福祉部長

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について（通知）

本県は、平成23年7月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、障がいを理由とする差別を禁止することなどにより、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる熊本づくりに取り組んでいるところですが、このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、県職員（臨時職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を、下記のとおり職員対応要領として定めましたので通知します。

記

1 目的

法第10条第1項の規定により、熊本県の事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人に対して、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）及び合理的配慮の提供について、職員が適切に対応するための基本的事項を定めるものとする。

2 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の禁止

職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病による障がいその他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項」に定める留意事項に留意するものとする。

3 合理的配慮の提供

職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の

除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

4 所属長の責務

- (1) 所属長は、職員に対し、日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせなければならない。
- (2) 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、その改善に向けて迅速かつ適切に対処しなければならない。

5 相談への対応

- (1) 職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次のとおり相談窓口を置く。
 - ・「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」第13条の規定に基づき設置する広域専門相談員
- (2) 相談内容への対応に当たっては、人事課等関係課と協議のうえ対応するものとする。

6 研修及び啓発

県は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する

職員対応要領に係る留意事項

【はじめに】

- 平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されます。
- 「障害者差別解消法」では、行政機関は、障がいのある人に対して、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）をすることが禁止され、合理的配慮の提供義務が課せられます。
- また、「障害者差別解消法」では、行政機関の職員が、障がいのある人に対して、適切に対応することができるよう、職員対応要領の策定が定められています。
- 本県においては、平成28年3月28日付け総務部長及び健康福祉部長通知により、熊本県職員対応要領を定めました。
- 本書は、熊本県職員対応要領に掲げる事項について、障がいのある人と接するうえでの留意点をまとめたものです。
- 我々職員は、「障害者差別解消法」及び「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の趣旨に沿って、様々な障がい特性を理解し、障がいのある人に対して、適切な行動をとることが求められています。

【「障害」のひらがな表記】

- ・「障害」の表記については、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「障がい」と一部ひらがなで表記しています。
- ・条例の条文、条文を引用した部分、国の法令やこれらにより定義されている固有名称等の表記は、「障害」と漢字で表記しています。

目 次

第1	用語の定義	1
第2	不当な差別的取扱い（不利益取扱い）について	3
1	基本的な考え方	3
2	「正当な理由」の判断の視点	3
3	不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例	4
第3	合理的配慮について	5
1	基本的な考え方	5
2	合理的配慮の提供に当たって求められる対応	5
3	業務を委託する場合の対応	6
4	「過重な負担」の考え方	7
5	合理的配慮の具体例	8
第4	所属長に求められること	9
第5	職員が心得ておくべきこと	9
第6	相談体制について	10
第7	理解促進のための研修について	10
	障がい特性に応じた配慮について	11

第1 用語の定義

(1) 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病による障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

〔ポイント〕

この通知で定める障がい者の定義は、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」第2条第1項に規定する「障害者」と同義であり、障がい者手帳の所持者に限らない。

(2) 社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

- 「事物」とは、障がいのある人にとって、利用しにくい施設、設備
例) 建築物や公共交通機関における段差など
- 「制度」とは、障がいのある人にとって、利用しにくい制度
例) 障がいを理由とした資格制限など
- 「慣行」とは、障がいのある人の存在を意識していない慣習
例) 会議での点字資料や手話通訳者の欠如など
- 「観念」とは、障がいのある人への偏見、考え方
例) 心ない言葉や視線、障がい者は保護されるべき存在とする意識上の障壁など

(3) 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）

⇒ 詳細3ページ

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と比較して区別する、排除する、制限する、条件を付ける等の異なる取扱いをすることであって、障がいのある人の権利利益を侵害すること

(4) 合理的配慮

⇒ 詳細5ページ

障がいのある人から、社会的障壁を取り除くための配慮を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないように求められる必要かつ合理的な取組み

法律と条例における用語の違いについて

障害を理由とする差別の禁止に係る条文では、障害者差別解消法は「**不当な差別的取扱い**」と規定されているところを、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例では「**不利益取扱い**」とし、具体的に8分野を明示している。

【障害者差別解消法】(H28.4 施行)

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と**不当な差別的取扱い**をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について**必要かつ合理的な配慮**をしなければならない。

【障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例】(H23.7 制定、H28.4 一部改正)

第2章 第1節 障害を理由とする差別の禁止

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「**不利益取扱い**」という。)をしてはならない。

〔 ※下記の8分野について、具体的に列挙し、不利益取扱いを禁止している。 ①福祉サービス ②医療 ③商品販売・サービス提供 ④労働者の雇用 ⑤教育 ⑥建物等・公共交通機関の利用 ⑦不動産の取引 ⑧情報の提供等 〕

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「**合理的配慮**」という。)がされなければならない。

〔ポイント〕

障がい理由とする差別には、「**不当な差別的取扱い(不利益取扱い)をすること**」と「**合理的配慮の提供をしないこと**」の2種類がある。

第2 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）について

1 基本的な考え方

法律及び条例では、障がいのある人に対して、**正当な理由なく**、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がいのない人には付さない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止している。

不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とは、正当な理由なく、障がいのある人を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

2 「正当な理由」の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がいのある人に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

その判断は、個別の事案ごとに、障がいのある人、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び県の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要がある。

〔ポイント〕

- 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とは、正当な理由なく、諸事情が同じ障がいのない人と比較して、障がいのある人を不利に扱うこと。
- 正当な理由に当たるか否かについては、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈してはならない。
- 正当な理由の判断の視点は、客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言えるかどうかである。
- 正当な理由があると判断した場合、その説明責任は県側にあるため、障がいのある人に対し、丁寧に説明する必要がある。

3 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例

不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に当たり得る具体例は、以下のとおりである。これらは例示であって、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に当たるか否かは個別の事案ごとに判断されるものであり、ここに掲げた例に限らないことに留意する必要がある。

【不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例】

障がいを理由にサービスの利用を拒否すること

- ・窓口対応を拒否する。
- ・資料の送付、パンフレットの提供を拒否する。
- ・説明会、シンポジウム等への出席を拒否する。
- ・身体障害者補助犬の同伴を拒否する。

障がいを理由にサービスの利用を制限すること

- ・サービス提供時間を限定し、対応を後回しにする。
- ・サービスの利用に必要な情報提供を行わない。

障がいを理由にサービスの利用に際し、条件を付けること

- ・保護者や介助者等の同伴を、サービスの利用条件にする。

【不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とならない例】

- 障がいのある人の事実上の平等を促進するために、障がいのある人を障がいのない人と比較して優遇する（いわゆる積極的改善措置）。
- 障がいのある人に対する合理的配慮の提供により、障がいのない人と異なる取扱いをする。
- 合理的配慮の提供等に必要範囲内で、プライバシーに配慮しつつ、障がいのある人に障がいの状況等を確認する。

1 基本的な考え方

法律及び条例では、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合、その実施に伴う**負担が過重でない**ときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組みが求められている。

合理的配慮は、障がいのある人が受ける制限が、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるという、いわゆる**社会モデル**の考え方を踏まえたものであり、障がいのある人の個人的な問題ではなく、社会的な問題として取り組む必要がある。

〔ポイント〕

- 合理的配慮とは、障がいのある人が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために必要な改善や変更を、周りの人が行うこと。
- 障がいのある人から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、配慮をしなければならない。

〈留意事項〉

- ①県の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。
- ②障がいのない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること。
- ③事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。

2 合理的配慮の提供に当たって求められる対応

合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、障がいのある人が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであり、また、合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮する必要がある。

なお、合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合や、障がいのある人との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、中・長期的なコストの削減・効率化につながる**事前の環境整備**を考慮に入れることが重要である。

3 業務を委託する場合の対応

県がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がいのある人が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

【意思の表明】

- 意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などがある。
- 障がいのある人自らが意思の表明をすることが困難な場合には、その家族や介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含まれる。
- 意思の表明が困難な障がいのある人が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要としていることが明らかな場合には、自主的に配慮を行うことが望ましい。

【社会モデル】

「社会モデル」とは、障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける生活のしづらさは、障がいのことを考慮しないで作られた社会の仕組みに原因があると考える考え方。

例えば、聴覚障がいのある人が、講演会を聞きに行きたいと思っても行かないのは、手話通訳者などが配置されていない（配置する慣行がない）ことが原因であり、主催者が多様な参加者を想定し、はじめから手話通訳者などを配置しておけば、このような問題は生じない。

現在は、「社会モデル」の考え方が国際ルールとなっているが、以前は、障がいのある人が受ける生活のしづらさは、その人が持つ機能障がいや疾患に原因があると考えられていた。このような考え方は「医学モデル」と呼ばれている。

【事前の環境整備】

合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合や、障がいのある人との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、事前の環境整備に努める必要がある。

【事前の環境整備の例】

- 建物の出入口に段差がある場合、スロープの設置工事をする。
- 車いすを使用する人の窓口手続き等のため、書類を書きやすい高さのテーブルなどを用意する。
- 窓口で筆談ができるように、メモやホワイトボードを備えておく。

4 「過重な負担」の考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮しながら具体的場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断する必要がある。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明するとともに、代替措置の選択も含め、障がいのある人との対話により理解を得るよう努める必要がある。

〔ポイント〕

- 合理的配慮は、障がいの特性や具体的な場面や状況に応じて異なり、求められる配慮も多種多様である。

≪「過重な負担」の判断の視点≫

①事務又は事業への影響の程度

求められた合理的配慮を講じることによって、事務又は事業の目的、内容や機能、行政サービス等の本質が損なわれないか

②実現可能性の程度

求められた合理的配慮の提供に当たり、物理的・技術的制約、人的・体制上の制約等がないか

③費用・負担の程度

求められた合理的配慮の提供に当たり、必要な費用は事務又は事業の実施に影響を及ぼさない程度であるか

- 過重な負担に当たるか否かについては、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈してはならない。
- 過重な負担があると判断した場合、その説明責任は県側にあるため、障がいのある人に対し、丁寧に説明する必要がある。
- 過重な負担があると判断した場合でも、別の方法で対応できないか、障がいのある人と協議する必要がある。
- 合理的配慮の求めがない場合でも、配慮を必要とする人が多く見込まれる場合などは、自主的な改善に向けて取り組むことが望ましい。

5 合理的配慮の具体例

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。なお、これらは例示であって、ここに掲げた例だけに限らないことに留意する必要がある。

【物理的環境への配慮の具体例】

- 高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- 障がいのある人の歩行速度に合わせ、目的の場所まで案内する。
- 疲労を感じやすい障がいのある人の申し出に対し、休憩のための臨時のスペースを確保する。
- 災害や事故が発生した際、聴覚に障がいのある人に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

【意思疎通の配慮の具体例】

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 障がいのある人から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。
- 比喩表現等が苦手な障がいのある人に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに分かりやすく具体的に説明する。
- なじみのない外来語は避ける。漢数字は用いない。時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記する。

【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

- 順番を待つことが苦手な障がいのある人に対し、周囲の人の理解を得たうえで、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の人の理解を得たうえで、障がいのある人の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見える席を確保する。
- 障がいのある人の来庁が多数見込まれる場合、駐車場とされていない区画を障がい者用駐車場の区画に変更する。

第4 所属長に求められること

- ・ 部下職員に対して、日常の業務を通じた指導等により、障がい理由とする差別の解消に関し注意喚起を行うとともに、職場研修などを通じて、障がい特性等に関する知識を深めさせなければならない。
- ・ 障がいのある人に対する不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮が提供されていない状況を確認した場合は、その改善に向けた措置について、迅速かつ適切に対処する。
- ・ 障がいのある人に対する不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮の提供について、部下職員から相談しやすい雰囲気や体制づくりに努める。

第5 職員が心得ておくべきこと

- ・ 障がいのある人に対する不当な差別的取扱い（不利益な取扱い）や合理的配慮に欠けた行動は、法律や条例に反するだけでなく、県の信頼性を損ねることになる。
- ・ 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮の提供について、障がいのある人との認識の違いをなくすため、十分なコミュニケーションを図るようにする。

<不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に関して>

- ・ 正当な理由があると判断した場合、その説明責任は県側にあるため、障がいのある人に対して、丁寧に説明する必要がある。

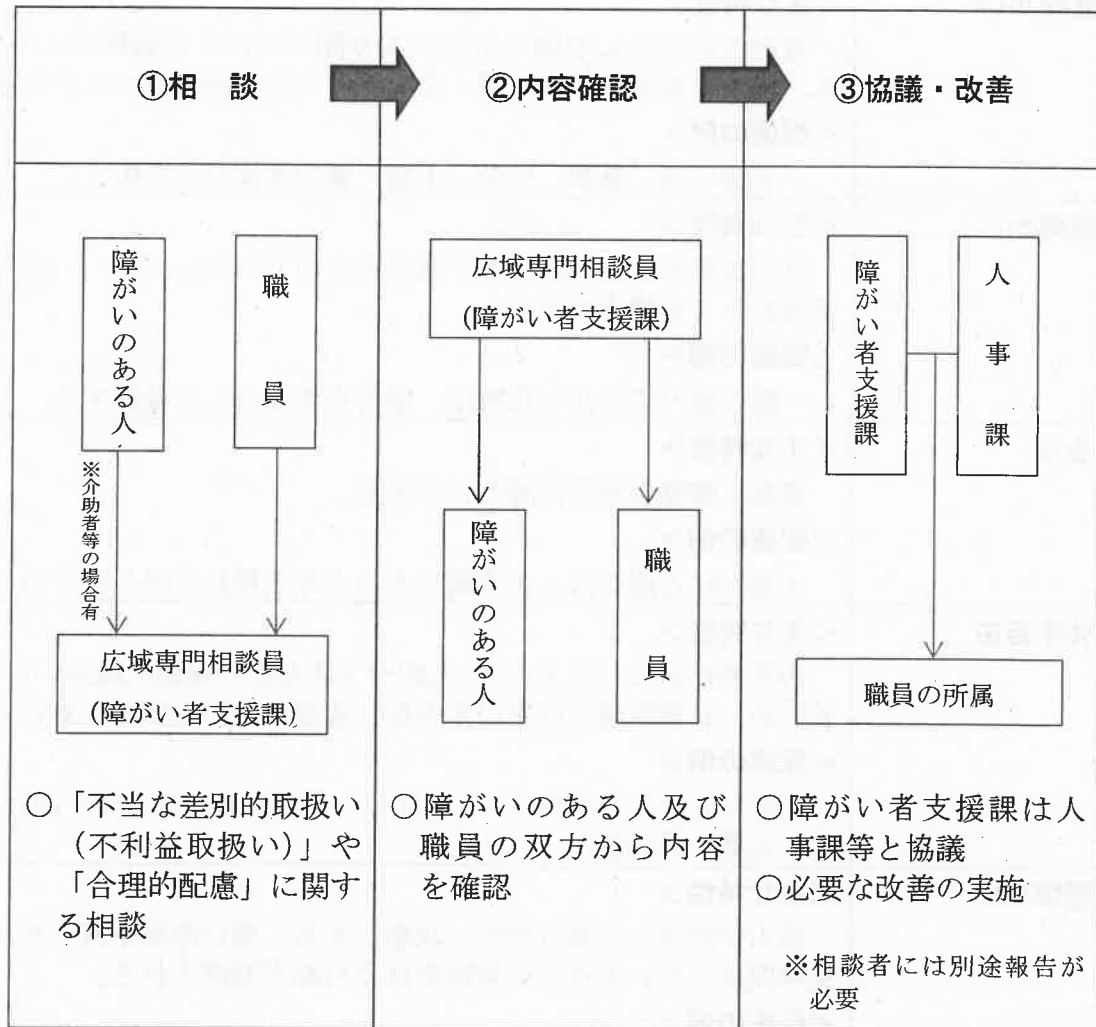
<合理的配慮に関して>

- ・ 過重な負担がある場合、法的義務は課されないが、別の方法で対応できないか、配慮を求める障がいのある人と協議する必要がある。
- ・ 過重な負担であると判断した場合、その説明責任は県側にあるため、障がいのある人に対して、丁寧に説明する必要がある。
- ・ 合理的配慮の申し出がない場合、法的義務は課されないが、配慮を必要とする障がいのある人が多く見込まれる場合などは、自主的に改善に向けた配慮を行うことが望ましい。

第6 相談体制について

職員の対応に関する相談には、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第13条の規定に基づき、障がい者支援課に設置している**広域専門相談員**があたる。

相談を受けた案件については、広域専門相談員が関係者から内容を確認するなどして事案を整理し、今後の対応について人事課及び関係課と協議等を行うものとする。



第7 理解促進のための研修について

職員一人一人が、障がいのある人に対して適切に対応するためには、法律及び条例の趣旨や、様々な障がいに関する理解を深めることが求められている。

そのため、職員は、各階層別研修や職場研修などの受講を通じて、障がい特性に応じた配慮等について正しく理解する必要がある。

【障がい特性に応じた配慮について】

視覚障がい	<p><主な特性> 視覚障がいのある人の見え方は、「全く見えない」「ぼやけて見える」「中心または周りが見えない」など様々な場合がある。</p> <p><配慮の例> ・「あちら」「こちら」「これ」「それ」などの指示語を使わない ・「30センチ右」「時計で3時の方向」など具体的に説明する</p>
聴覚障がい	<p><主な特性> 音などがほとんど聞こえない人や聞こえにくい難聴の人がいる。また、事故や病気で聞こえなくなった中途失聴の人がいる。</p> <p><配慮の例> ・会話には、筆談、口話、手話、要約筆記などを使う</p>
言語障がい	<p><主な特性> 話し言葉が一般の話し方と異なるため、コミュニケーションに支障が生じる場合がある。</p> <p><配慮の例> ・聞き取りにくかった時は、聞き返すなどして確認する</p>
盲ろう	<p><主な特性> 視覚と聴覚の両方に障がいがある。</p> <p><配慮の例> ・話かける際には、まず肩にそつと手を触れて話しかける</p>
肢体不自由	<p><主な特性> 病気やけがなどによって、上肢や下肢などの機能に障がいがあるため、日常生活には車いすや杖、義足などが必要な人がいる。</p> <p><配慮の例> ・困っていそうな時は、さりげなく声をかけ、どんな手助けが必要か尋ねる</p>
内部障がい	<p><主な特性> 体力が低下し、疲れやすい状態にある。重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの負担を伴う行動が制限される。</p> <p><配慮の例> ・外見からは分かりにくく、周りから理解されず苦しんでいる人がいることを理解する</p>
知的障がい	<p><主な特性> 何らかの原因で知的機能の発達が遅れ、社会生活への適応が難しい場合がある。</p> <p><配慮の例> ・内容が理解できるよう、ゆっくり簡単な言葉で話しかける</p>

重症心身障がい	<p><主な特性> 重度の身体障がいと重度の知的障がいなど重複する障がいがある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやストレッチャーでの移動時に人手がいるような時は、介護をしている方に声をかけてみる
高次脳機能障がい	<p><主な特性> 交通事故や脳卒中など、脳が損傷を受けることによって、認知面などに障がいがある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大事なことはメモを取るように促す ・伝えたいことを簡潔に伝え、理解できているか確認する
精神障がい	<p><主な特性> 精神疾患のために障がいが生じ、日常生活や社会生活を送ることが難しい場合がある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手に不安を感じさせないよう穏やかな対応を心がける
発達障がい	<p><主な特性> 脳の一部の機能障がいで、理解や行動の点で生活しづらいことがある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑で遠回しな印象を受ける言い方はしない ・会話する時は、「ゆっくり」「はっきり」話す
てんかん	<p><主な特性> 脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、身体の一部あるいは全身がけいれんしたりするなど様々な症状がある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識を失う発作や倒れる危険性がある場合には、危険なものから遠ざけたり、頭を打たないように柔らかいものを敷く
難病	<p><主な特性> 原因不明で、治療方針が未確立であり、また後遺症を残す恐れが少なくなく、長期にわたり療養を必要とする。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の疾患により、その特性や注意する点が異なるため、職場環境や働き方などの配慮が必要

教政第1479号
教人第1651号
平成28年3月31日

本庁各課長
各地方出先機関長
各県立学校長

} 様

教 育 長

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する熊本県教育委員会職員対応要領
について（通知）

本県は、平成23年7月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、障がいを理由とする差別を禁止することなどにより、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる熊本づくりに取り組んでいるところですが、このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、熊本県教育委員会職員（臨時職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を、下記のとおり職員対応要領として定めましたので通知します。

記

1 目的

法第10条第1項の規定により、熊本県教育委員会の事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人に対して、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）及び合理的配慮の提供について、職員が適切に対応するための基本的事項を定めるものとする。

2 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の禁止

職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病による障がいその他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する熊本県教育委員会職員対応要領に係る留意事項」に定める留意事項に留意するものとする。

3 合理的配慮の提供

職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することと

ならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

4 所属長の責務

- (1) 所属長は、職員に対し、日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせなければならない。
- (2) 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、その改善に向けて迅速かつ適切に対処しなければならない。

5 相談への対応

- (1) 職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次のとおり相談窓口を置く。
 - ・「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」第13条の規定に基づき設置する広域専門相談員
- (2) 相談内容への対応に当たっては、教育政策課、学校人事課等関係課と協議のうえ対応するものとする。

6 研修及び啓発

熊本県教育委員会は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する
熊本県教育委員会職員対応要領に係る留意事項

【はじめに】

- 平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されます。
- 「障害者差別解消法」では、行政機関は、障がいのある人に対して、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）をすることが禁止され、合理的配慮の提供義務が課せられます。
- また、「障害者差別解消法」では、行政機関の職員が、障がいのある人に対して、適切に対応することができるよう、職員対応要領の策定が定められています。
- 本県においては、平成28年3月31日付け教育長通知により、熊本県教育委員会職員対応要領を定めました。
- 本書は、熊本県教育委員会職員対応要領に掲げる事項について、障がいのある人と接するうえでの留意点をまとめたものです。
- 我々職員は、「障害者差別解消法」及び「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の趣旨に沿って、様々な障がい特性を理解し、障がいのある人に対して、適切な行動をとることが求められています。

【「障害」のひらがな表記】

- ・「障害」の表記については、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「障がい」と一部ひらがなで表記しています。
- ・条例の条文、条文を引用した部分、国の法令やこれらにより定義されている固有名称等の表記は、「障害」と漢字で表記しています。

第1	用語の定義	1
第2	不当な差別的取扱い（不利益取扱い）について	3
1	基本的な考え方	3
2	「正当な理由」の判断の視点	3
3	不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例	4
第3	合理的配慮について	5
1	基本的な考え方	5
2	合理的配慮の提供に当たって求められる対応	5
3	業務を委託する場合の対応	6
4	「過重な負担」の考え方	7
5	合理的配慮の具体例	8
第4	所属長に求められること	9
第5	職員が心得ておくべきこと	9
第6	相談体制について	10
第7	理解促進のための研修について	10
	障がい特性に応じた配慮について	11

(1) 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病による障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

〔ポイント〕

この通知で定める障がい者の定義は、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」第2条第1項に規定する「障害者」と同義であり、障がい者手帳の所持者に限らない。

(2) 社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

- 「事物」とは、障がいのある人にとって、利用しにくい施設、設備
例) 建築物や公共交通機関における段差など
- 「制度」とは、障がいのある人にとって、利用しにくい制度
例) 障がいを理由とした資格制限など
- 「慣行」とは、障がいのある人の存在を意識していない慣習
例) 会議での点字資料や手話通訳者の欠如など
- 「観念」とは、障がいのある人への偏見、考え方
例) 心ない言葉や視線、障がい者は保護されるべき存在とする意識上の障壁など

(3) 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）

⇒ 詳細 3 ページ

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と比較して区別する、排除する、制限する、条件を付ける等の異なる取扱いをすることであって、障がいのある人の権利利益を侵害すること

(4) 合理的配慮

⇒ 詳細 5 ページ

障がいのある人から、社会的障壁を取り除くための配慮を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないように求められる必要かつ合理的な取組み

法律と条例における用語の違いについて

障害を理由とする差別の禁止に係る条文では、障害者差別解消法は「不当な差別的取扱い」と規定されているところを、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例では「不利益取扱い」とし、具体的に8分野を明示している。

【障害者差別解消法】(H28.4 施行)

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例】(H23.7 制定、H28.4 一部改正)

第2章 第1節 障害を理由とする差別の禁止

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。

(※下記の8分野について、具体的に列挙し、不利益取扱いを禁止している。)

- ①福祉サービス ②医療 ③商品販売・サービス提供 ④労働者の雇用
- ⑤教育 ⑥建物等・公共交通機関の利用 ⑦不動産の取引 ⑧情報の提供等

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。

【ポイント】

障がい理由とする差別には、「不当な差別的取扱い(不利益取扱い)をすること」と「合理的配慮の提供をしないこと」の2種類がある。

1 基本的な考え方

法律及び条例では、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がいのない人には付さない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止している。

不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とは、正当な理由なく、障がいのある人を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

2 「正当な理由」の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がいのある人に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

その判断は、個別の事案ごとに、障がいのある人、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び県の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要がある。

【ポイント】

- 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とは、正当な理由なく、諸事情が同じ障がいのない人と比較して、障がいのある人を不利に扱うこと。
- 正当な理由に当たるか否かについては、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈してはならない。
- 正当な理由の判断の視点は、客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言えるかどうかである。
- 正当な理由があると判断した場合、その説明責任は県側にあるため、障がいのある人に対し、丁寧に説明する必要がある。

3. 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例

不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に当たり得る具体例は、以下のとおりである。これらは例示であって、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に当たるか否かは個別の事案ごとに判断されるものであり、ここに掲げた例に限らないことに留意する必要がある。

【不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例】

障がいを理由にサービスの利用を拒否すること

- ・ 窓口対応を拒否する。
- ・ 資料の送付、パンフレットの提供を拒否する。
- ・ 説明会、シンポジウム等への出席を拒否する。
- ・ 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。

障がいを理由にサービスの利用を制限すること

- ・ サービス提供時間を限定し、対応を後回しにする。
- ・ サービスの利用に必要な情報提供を行わない。

障がいを理由にサービスの利用に際し、条件を付けること

- ・ 保護者や介助者等の同伴を、サービスの利用条件にする。

【不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とならない例】

- 障がいのある人の事実上の平等を促進するために、障がいのある人を障がいのない人と比較して優遇する（いわゆる積極的改善措置）。
- 障がいのある人に対する合理的配慮の提供により、障がいのない人と異なる取扱いをする。
- 合理的配慮の提供等に必要範囲内で、プライバシーに配慮しつつ、障がいのある人に障がいの状況等を確認する。

1 基本的な考え方

法律及び条例では、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組みが求められている。

合理的配慮は、障がいのある人が受ける制限が、障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるという、いわゆる**社会モデル**の考え方を踏まえたものであり、障がいのある人の個人的な問題ではなく、社会的な問題として取り組む必要がある。

【ポイント】

- 合理的配慮とは、障がいのある人が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために必要な改善や変更を、周りの人が行うこと。
- 障がいのある人から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、配慮をしなければならない。

《留意事項》

- ①県の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。
- ②障がいのない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること。
- ③事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。

2 合理的配慮の提供に当たって求められる対応

合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、障がいのある人が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであり、また、合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮する必要がある。

なお、合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合や、障がいのある人との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、中・長期的なコストの削減・効率化につながる**事前の環境整備**を考慮に入れることが重要である。

3 業務を委託する場合の対応

熊本県教育委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者
に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずること
により障がいのある人が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対
応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ま
しい。

【意思の表明】

- 意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物
の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などがある。
- 障がいのある人自らが意思の表明をすることが困難な場合には、その家族
や介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含まれる。
- 意思の表明が困難な障がいのある人が、家族、介助者等を伴っていない場
合など、意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要とし
ていることが明らかな場合には、自主的に配慮を行うことが望ましい。

【社会モデル】

「社会モデル」とは、障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける
生活のしづらさは、障がいのことを考慮しないで作られた社会の仕組みに原因
があるとする考え方。

例えば、聴覚障がいのある人が、講演会を聞きに行きたいと思っても行かな
いのは、手話通訳者などが配置されていない（配置する慣行がない）ことが原
因であり、主催者が多様な参加者を想定し、はじめから手話通訳者などを配置
しておけば、このような問題は生じない。

現在は、「社会モデル」の考え方が国際ルールとなっているが、以前は、障が
いのある人が受ける生活のしづらさは、その人が持つ機能障がいや疾患に原因
があると考えられていた。このような考え方は「医学モデル」と呼ばれている。

【事前の環境整備】

合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合や、障がいの
ある人との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供で
はなく、事前の環境整備に努める必要がある。

【事前の環境整備の例】

- 建物の出入口に段差がある場合、スロープの設置工事をする。
- 車いすを使用する人の窓口手続き等のため、書類を書きやすい高さのテー
ブルなどを用意する。
- 窓口で筆談ができるように、メモやホワイトボードを備えておく。

4 「過重な負担」の考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮しながら具体的場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断する必要がある。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明するとともに、代替措置の選択も含め、障がいのある人との対話により理解を得るよう努める必要がある。

〔ポイント〕

- 合理的配慮は、障がいの特性や具体的な場面や状況に応じて異なり、求められる配慮も多種多様である。

≪「過重な負担」の判断の視点≫

①事務又は事業への影響の程度

求められた合理的配慮を講じることによって、事務又は事業の目的、内容や機能、行政サービス等の本質が損なわれないか

②実現可能性の程度

求められた合理的配慮の提供に当たり、物理的・技術的制約、人的・体制上の制約等がないか

③費用・負担の程度

求められた合理的配慮の提供に当たり、必要な費用は事務又は事業の実施に影響を及ぼさない程度であるか

- 過重な負担に当たるか否かについては、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈してはならない。
- 過重な負担があると判断した場合、その説明責任は県側にあるため、障がいのある人に対し、丁寧に説明する必要がある。
- 過重な負担があると判断した場合でも、別の方法で対応できないか、障がいのある人と協議する必要がある。
- 合理的配慮の求めがない場合でも、配慮を必要とする人が多く見込まれる場合などは、自主的な改善に向けて取り組むことが望ましい。

5 合理的配慮の具体例

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。なお、これらは例示であって、ここに掲げた例だけに限らないことに留意する必要がある。

【物理的環境への配慮の具体例】

- 高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- 障がいのある人の歩行速度に合わせ、目的の場所まで案内する。
- 疲労を感じやすい障がいのある人の申し出に対し、休憩のための臨時のスペースを確保する。
- 災害や事故が発生した際、聴覚に障がいのある人に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

【意思疎通の配慮の具体例】

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 障がいのある人から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。
- 比喩表現等が苦手な障がいのある人に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに分かりやすく具体的に説明する。
- なじみのない外来語は避ける。漢数字は用いない。時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記する。

【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

- 順番を待つことが苦手な障がいのある人に対し、周囲の人の理解を得たうえで、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の人の理解を得たうえで、障がいのある人の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見える席を確保する。
- 障がいのある人の来庁が多数見込まれる場合、駐車場とされていない区画を障がい者用駐車場の区画に変更する。

- ・部下職員に対して、日常の業務を通じた指導等により、障がい理由とする差別の解消に関し注意喚起を行うとともに、職場研修などを通じて、障がい特性等に関する知識を深めさせなければならない。
- ・障がいのある人に対する不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮が提供されていない状況を確認した場合は、その改善に向けた措置について、迅速かつ適切に対処する。
- ・障がいのある人に対する不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮の提供について、部下職員から相談しやすい雰囲気や体制づくりに努める。

- ・障がいのある人に対する不当な差別的取扱い（不利益な取扱い）や合理的配慮に欠けた行動は、法律や条例に反するだけでなく、熊本県教育委員会の信頼性を損ねることになる。
- ・不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮の提供について、障がいのある人との認識の違いをなくすため、十分なコミュニケーションを図るようにする。

<不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に関して>

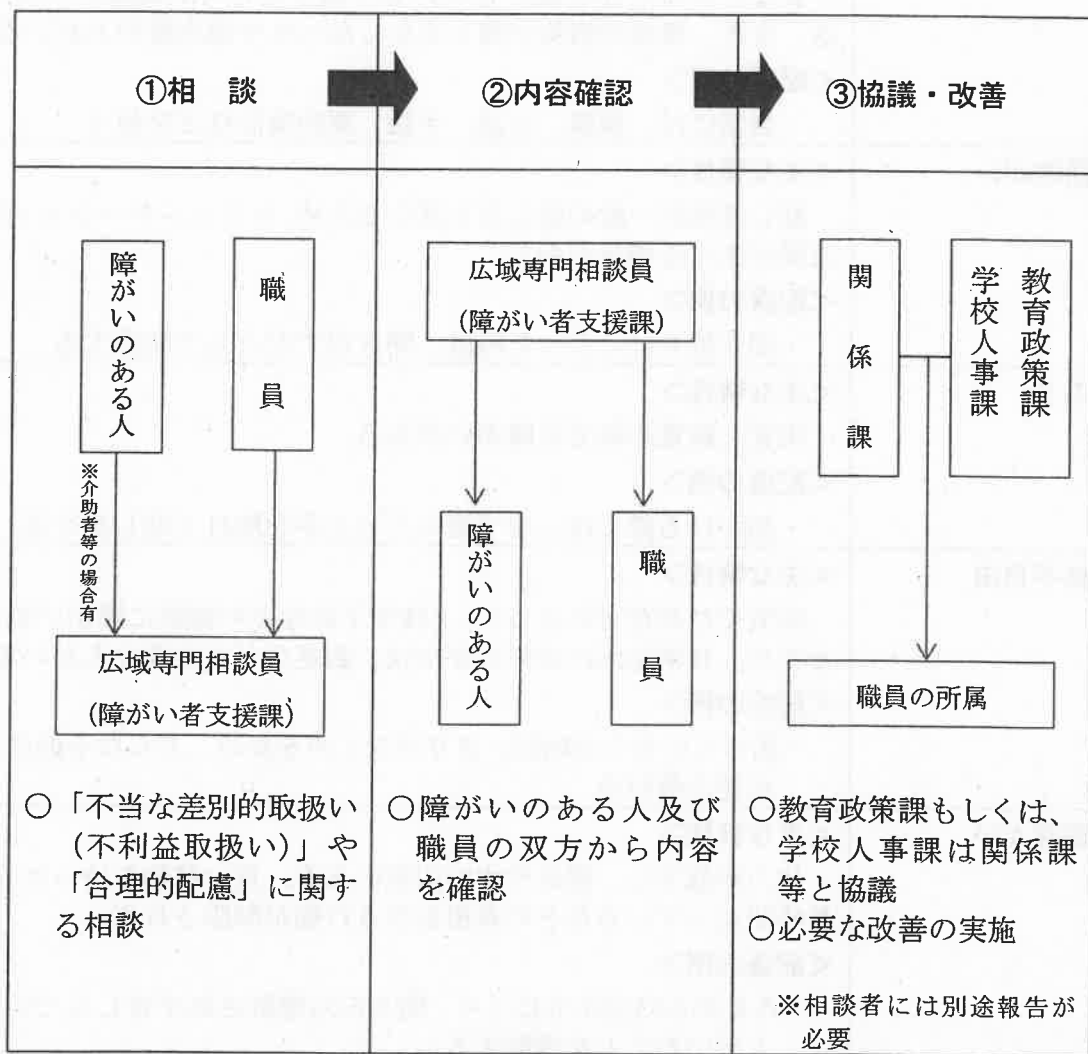
- ・正当な理由があると判断した場合、その説明責任は県側にあるため、障がいのある人に対して、丁寧に説明する必要がある。

<合理的配慮に関して>

- ・過重な負担がある場合、法的義務は課されないが、別の方法で対応できないか、配慮を求める障がいのある人と協議する必要がある。
- ・過重な負担であると判断した場合、その説明責任は熊本県教育委員会側にあるため、障がいのある人に対して、丁寧に説明する必要がある。
- ・合理的配慮の申し出がない場合、法的義務は課されないが、配慮を必要とする障がいのある人が多く見込まれる場合などは、自主的に改善に向けた配慮を行うことが望ましい。

職員の対応に関する相談には、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第13条の規定に基づき、障がい者支援課に設置している広域専門相談員があたる。

相談を受けた案件については、広域専門相談員が関係者から内容を確認するなどして事案を整理し、今後の対応について教育政策課、学校人事課及び関係課と協議等を行うものとする。



職員一人一人が、障がいのある人に対して適切に対応するためには、法律及び条例の趣旨や、様々な障がいに関する理解を深めることが求められている。

そのため、職員は、各階層別研修や職場研修などの受講を通じて、障がい特性に応じた配慮等について正しく理解する必要がある。

【障がい特性に応じた配慮について】

<p>視覚障がい</p>	<p><主な特性> 視覚障がいのある人の見え方は、「全く見えない」「ぼやけて見える」「中心または周りが見えない」など様々な場合がある。</p> <p><配慮の例> ・「あちら」「こちら」「これ」「それ」などの指示語を使わない ・「30センチ右」「時計で3時の方向」など具体的に説明する</p>
<p>聴覚障がい</p>	<p><主な特性> 音などがほとんど聞こえない人や聞こえにくい難聴の人がいる。また、事故や病気で聞こえなくなった中途失聴の人がいる。</p> <p><配慮の例> ・会話には、筆談、口話、手話、要約筆記などを使う</p>
<p>言語障がい</p>	<p><主な特性> 話し言葉が一般の話し方と異なるため、コミュニケーションに支障が生じる場合がある。</p> <p><配慮の例> ・聞き取りにくかった時は、聞き返すなどして確認する</p>
<p>盲ろう</p>	<p><主な特性> 視覚と聴覚の両方に障がいがある。</p> <p><配慮の例> ・話かける際には、まず肩にそっと手を触れて話しかける</p>
<p>肢体不自由</p>	<p><主な特性> 病気やけがなどによって、上肢や下肢などの機能に障がいがあるため、日常生活には車いすや杖、義足などが必要な人がいる。</p> <p><配慮の例> ・困っていそうな時は、さりげなく声をかけ、どんな手助けが必要か尋ねる</p>
<p>内部障がい</p>	<p><主な特性> 体力が低下し、疲れやすい状態にある。重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの負担を伴う行動が制限される。</p> <p><配慮の例> ・外見からは分かりにくく、周りから理解されず苦しんでいる人がいることを理解する</p>
<p>知的障がい</p>	<p><主な特性> 何らかの原因で知的機能の発達が遅れ、社会生活への適応が難しい場合がある。</p> <p><配慮の例> ・内容が理解できるよう、ゆっくり簡単な言葉で話しかける</p>

重症心身障がい	<p><主な特性> 重度の身体障がいと重度の知的障がいなど重複する障がいがある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやストレッチャーでの移動時に人手がいるような時は、介護をしている方に声をかけてみる
高次脳機能障がい	<p><主な特性> 交通事故や脳卒中など、脳が損傷を受けることによって、認知面などに障がいがある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大事なことはメモを取るよう促す ・伝えたいことを簡潔に伝え、理解できているか確認する
精神障がい	<p><主な特性> 精神疾患のために障がいが生じ、日常生活や社会生活を送ることが難しい場合がある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手に不安を感じさせないよう穏やかな対応を心がける
発達障がい	<p><主な特性> 脳の一部の機能障がいで、理解や行動の面で生活しづらいことがある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑で遠回しな印象を受ける言い方はしない ・会話する時は、「ゆっくり」「はっきり」話す
てんかん	<p><主な特性> 脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、身体の一部あるいは全身がけいれんしたりするなど様々な症状がある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識を失う発作や倒れる危険性がある場合には、危険なものから遠ざけたり、頭を打たないように柔らかいものを敷く
難病	<p><主な特性> 原因不明で、治療方針が未確立であり、また後遺症を残す恐れが少なくなく、長期にわたり療養を必要とする。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の疾患により、その特性や注意する点が異なるため、職場環境や働き方などの配慮が必要

教特第676号
平成28年3月31日

各県立学校長 様

教 育 長

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する県立学校職員ガイドラインについて（通知）

このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下、「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、熊本県教育委員会職員（臨時職員及び非常勤職員を含む。）が適切に対応するために必要な事項を、平成28年3月31日付け教政第1479号及び教人第1651号により職員対応要領として定めたところです。

その上で、県立学校における教育分野においては、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者との関係性が長期にわたるなど固有の特徴を有することから、県立学校職員（臨時職員及び非常勤職員を含む。以下、「職員」という。）が障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者に対し適切に対応するための留意点を、別添のとおり県立学校職員ガイドラインとして定めましたので通知します。

つきましては、職員に周知を図るとともに、必要な指導、助言をお願いします。

特別支援教育課

担当：審議員 吉田道広

TEL：096-333-2683

E-mail：yoshida-m-df@pref.kumamoto.lg.jp

目次

一、東京大学経済学部の沿革

（一）明治維新以前

（二）明治維新以後

（三）戦前

（四）戦後

（五）現在

二、東京大学経済学部の教育

（一）教育方針

（二）教育課程

（三）教育方法

（四）教育成果

（五）教育展望

東京大学経済学部
〒100-8302 東京都千代田区千代田
TEL: 03-5541-3111 FAX: 03-5541-3112
E-mail: keizok@u-tokyo.ac.jp

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する

県立学校職員ガイドライン

【はじめに】

- 平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されます。
- 「障害者差別解消法」では、行政機関等は、障がいのある人に対して、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）をすることが禁止され、合理的配慮の提供義務が課せられます。
- また、「障害者差別解消法」では、行政機関等の職員が障がいのある人に対して適切に対応することができるよう、職員対応要領の作成が定められています。
- 本県教育委員会においては、平成28年3月31日付け教育長通知により、熊本県教育委員会職員対応要領を定めました。
- 本ガイドラインは、熊本県教育委員会職員対応要領に掲げる事項について、熊本県立学校職員（以下、職員とする。）が、障がいのある幼児、児童及び生徒と接するうえでの留意点をまとめたものです。
- 我々職員は、「障害者差別解消法」及び「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の趣旨に沿って、様々な障がい特性を理解し、障がいのある人に対して、適切な行動をとることが求められています。

【「障害」のひらがな表記】

- ・「障害」の表記については、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「障がい」と一部ひらがなで表記しています。
- ・条例の条文、条文を引用した部分、国の法令やこれらにより定義されている固有名称等の表記は、「障害」と漢字で表記しています。

目 次

第1	用語の定義	4
第2	不当な差別的取扱い（不利益取扱い）について	6
1	基本的な考え方	6
2	「正当な理由」の判断の視点	6
3	不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例	7
第3	合理的配慮について	7
1	基本的な考え方	7
2	業務を委託する場合の対応	9
3	「意思の表明」の考え方	9
4	「過重な負担」の考え方	9
5	合理的配慮の観点と具体例	10
6	基礎的環境整備について	11
第4	校長に求められること	12
第5	職員が心得ておくべきこと	12
第6	相談体制について	12
第7	理解促進のための研修について	14
	障がいの種類と状態について	14

第1 用語の定義

(1) 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病による障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

〔ポイント〕

この通知で定める障がい者の定義は、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」第2条第1項に規定する「障害者」と同義であり、いわゆる障がい者手帳の所持者に限らない。

(2) 社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

- 「事物」とは、障がいのある人にとって、利用しにくい施設、設備
例) 建築物や公共交通機関における段差など
- 「制度」とは、障がいのある人にとって、利用しにくい制度
例) 障がいを理由とした資格制限など
- 「慣行」とは、障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化
例) 会議での点字資料や手話通訳の欠如など
- 「観念」とは、障がいのある人への偏見、考え方
例) 心ない言葉や視線、障がい者は保護されるべき存在とする意識上の障壁など

(3) 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と比較して区別する、排除する、制限する、条件を付ける等の異なる取扱いをすることであって、障がいのある人の権利利益を侵害すること

(4) 合理的配慮

障がいのある人から社会的障壁を取り除くための配慮を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないように求められる必要かつ合理的な取組み

法律と条例における用語の違いについて

障害を理由とする差別の禁止に係る条文では、障害者差別解消法は「不当な差別的取扱い」と規定されているところを、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例では「不利益取扱い」とし、具体的に8分野を明示している。

【障害者差別解消法】(H28.4 施行)

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例】(H23.7 制定、H28.4 一部改正)

第2章 第1節 障害を理由とする差別の禁止

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。

※下記の8分野について、具体的に列挙し、不利益取扱いを禁止している。

- ①福祉サービス ②医療 ③商品販売・サービス提供 ④労働者の雇用
- ⑤教育 ⑥建物等・公共交通機関の利用 ⑦不動産の取引 ⑧情報の提供等

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。

【ポイント】

障がい理由とする差別には、「不当な差別的取扱い(不利益取扱い)をすること」と「合理的な配慮を提供しないこと」の2種類がある。

第2 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）について

1 基本的な考え方

法律及び条例では、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がいのない人には付さない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止している。

県立学校における不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とは、正当な理由なく、障がいのある人を、学校が行う教育及び校務について、障がい以外の諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱うことである。

2 「正当な理由」の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がいのある人に対して、障がいを理由として、学校が行う教育の機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

その判断は、個別の事案ごとに、障がいのある人の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び学校が行う教育及び校務の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人（障がいのある幼児、児童及び生徒の場合、その保護者を含む）にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要がある。

【ポイント】

- 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とは、正当な理由なく、諸事情が同じ障がいのない人と比較して、障がいのある幼児、児童及び生徒を不利に扱うこと。
- 正当な理由に当たるか否かについては、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈してはならない。
- 正当な理由の判断の視点は、客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言えるかどうかである。
- 正当な理由があると判断した場合、その説明責任は学校にあるため、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者に対し、丁寧に説明する必要がある。

3 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例

不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に当たり得る具体例は、以下のとおりである。これらは例示であって、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に当たるか否かは個別の事案ごとに判断されるものであり、ここに掲げた例に限らないことに留意する必要がある。

【不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例】

障がいのみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 学校において窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

【不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とならない例】

- 学校教育において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者に障がいの状況等を確認すること。
- 障がいのある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。

第3 合理的配慮について

1 基本的な考え方

- (1) 法律及び条例では、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することがないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組みが求められている。

学校における合理的配慮は、障がいのある幼児、児童及び生徒が、他の幼児、児童及び生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことである。

合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、以下に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

合理的配慮は、学校が行う教育及び校務の目的・内容・機能に照らし、障がいのある幼児、児童及び生徒が学校で十分な教育を受けられるようにすることに付随するものに限られること、障がいのない幼児、児童及び生徒との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び、学校教育の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

〔ポイント〕

- 合理的配慮は、「教育を受ける権利」を保障するための、必要かつ適当な変更・調整である。
- 合理的配慮は、障がいのある幼児、児童及び生徒に対し、その状況に応じて、個別に必要とされる。
- 障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、合理的配慮を提供しなければならない。

(2) 障がいのある幼児、児童及び生徒に対する合理的配慮の提供については、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応することが適当であり、主として以下の点に留意すること。

- ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある幼児、児童及び生徒が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要であること。
- イ 合理的配慮は、障がいのある幼児、児童及び生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要であること。
- ウ 合理的配慮の合意形成後も、障がいのある幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であること。

- エ 合理的配慮は、障がい者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障がいのある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であること。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要であること。
- オ 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要であること。

2 業務を委託する場合の対応

学校の教育及び校務の一環として行う業務を事業者へ委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きく差異が生じることにより障がいのある幼児、児童及び生徒が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むことが望ましい。

3 「意思の表明」の考え方

意思の表明に当たっては、以下のことに留意する必要がある。

- 意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などがある。
- 障がいのある幼児、児童及び生徒自らが意思の表明をすることが困難な場合には、その家族や介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含まれる。
- 意思の表明が困難な障がいのある幼児、児童及び生徒が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要としていることが明らかな場合には、十分な教育を受けられるようにする観点から、本人やその保護者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 「過重な負担」の考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の視点等を考慮しながら具体的な場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断する必要がある。

◀ 「過重な負担」の判断の視点 ▶

①学校が行う教育及び校務への影響の程度

求められた合理的配慮を講じることによって、学校が行う教育及び校務の目的、内容や機能の本質が損なわれないか

②実現可能性の程度

求められた合理的配慮の提供に当たり、物理的・技術的制約、人的・体制上の制約等がないか

③費用・負担の程度

求められた合理的配慮の提供に当たり、学校が行う教育及び校務の実施に影響を及ぼさない費用・負担の程度であるか

なお、過重な負担に当たるか否かについては、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈してはならない。また、過重な負担があると判断した場合、その説明責任は学校にあるため、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者に対し、丁寧に説明する必要がある。

さらに、過重な負担があると判断した場合でも、別の方法で対応できないか、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者と建設的な対話をする必要がある。

5 合理的配慮の観点と具体例

「合理的配慮」については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難であることから、中央教育審議会特別支援学校特別部会では、学校教育においてこれまで行われてきた配慮を、「合理的配慮」の観点として改めて整理している。なお、例示については、ここに掲げた例だけに限らないことに留意する必要がある。

【「合理的配慮」の観点】

①教育内容・方法

1 教育内容

- (1) 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

【例】「適切な人間関係の形成の困難さ」に関する学習を取り入れる。

- (2) 学習内容の変更・調整

【例】基礎的基本的内容についての学習を重視する。

2 教育方法

- (1) 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

【例】写真や図面、模型、実物など、視覚を活用した情報を提供する。

- (2) 学習機会や体験の確保

【例】実際的な体験の機会を多く設定する。

(3) 心理面・健康面の配慮

【例】成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設定する。

②支援体制

1 専門性のある指導体制の整備

【例】障がいを十分に理解した専門家から支援を受けて、指導に生かす。

2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

【例】様々な個性について、周囲の児童生徒や教職員の理解啓発を図る。

3 災害時等の支援体制の整備

【例】混乱した心理状態になることを想定した支援体制を整備する。

③施設・設備

1 校内環境のバリアフリー化

【例】動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。

2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

【例】衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。

3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

【例】混乱した心理状態になることを想定した避難場所を整備する。

6 基礎的環境整備について

合理的配慮を必要とする障がいのある幼児、児童及び生徒が多数見込まれる場合や、障がいのある幼児、児童及び生徒との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮を提供するにとどまらず、基礎的環境整備に努める必要がある。

【学校が行う基礎的環境整備の具体例】

- ①支援のためのネットワークを形成しておくこと
- ②専門性のある支援ができる校内支援体制を用意しておくこと
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導ができるように体制を整えておくこと
- ④よく使う教材をあらかじめ確保しておくこと
- ⑤施設・設備を使いやすいように整備しておくこと
- ⑥すべての教員、支援員等の特別支援教育についての専門性を充実させておくこと
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導ができるようにしておくこと
- ⑧交流及び共同学習の推進

第4 校長に求められること

- 職員に対して、日常の業務を通じた指導により、障がい理由とする差別の解消に関し注意喚起を行うとともに、校内研修などを通じて、障がい特性等に関する知識を深めさせなければならない。
- 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮がなされていない状況を確認した場合は、その改善に向けた措置について、迅速かつ適切に対処する。
- 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮について、職員から相談しやすい雰囲気や体制づくりに努める。

第5 職員が心得ておくべきこと

障がいのある幼児、児童及び生徒に対する不利益な取扱いや合理的配慮の不提供となる言動、行動は、法律や条例に反するだけでなく、学校全体の信頼性を損ねることになるため、以下のことに留意する必要がある。

また、合理的配慮を求める申し出があった場合は、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者との認識の違いをなくすため、十分なコミュニケーションを図るようにする。

<不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に関して>

- 正当な理由があると判断した場合、その説明責任は学校にあるため、幼児、児童及び生徒やその保護者に対して、丁寧な説明を行わなければならない。

<合理的配慮に提供に関して>

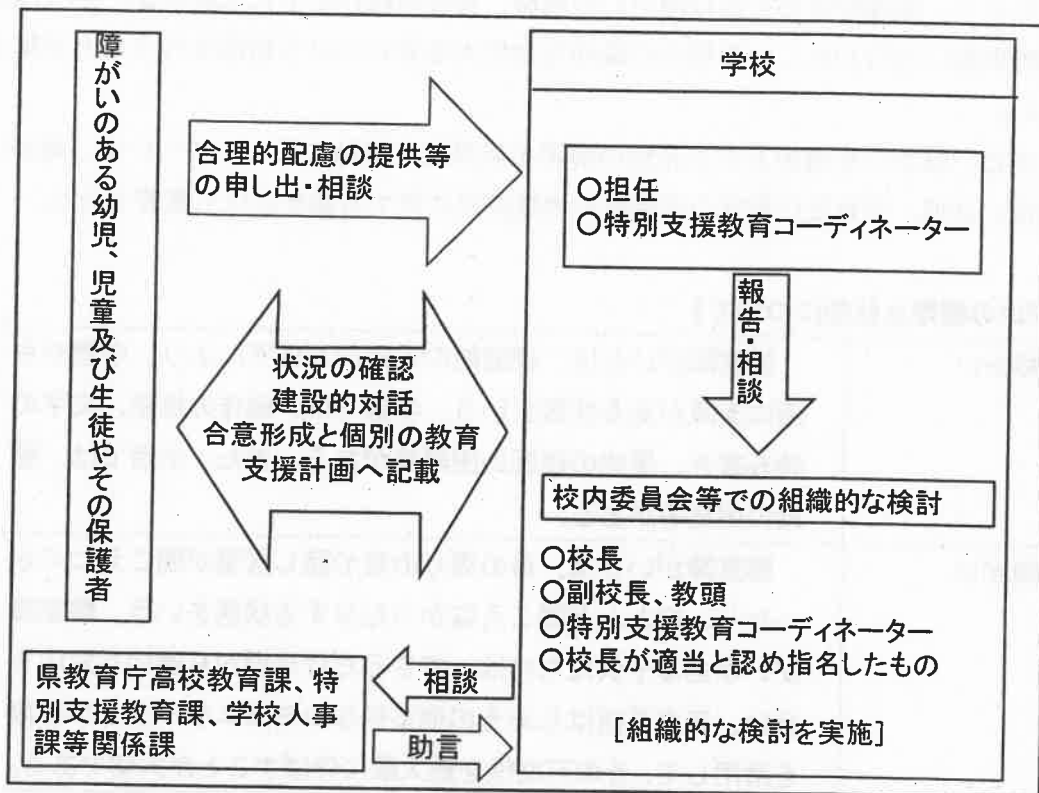
- 過重な負担がある場合、法的義務は課されないが、別の方法で対応できないか、配慮を求める幼児、児童及び生徒やその保護者と建設的対話をする必要がある。
- 過重な負担であると判断した場合、その説明責任は学校にあるため、配慮を求める幼児、児童及び生徒やその保護者に対して、丁寧な説明を行わなければならない。
- 合理的配慮の申し出がない場合、法的義務は課されないが、障がいのある幼児、児童及び生徒に配慮が必要なことが明らかな場合などは、建設的な働きかけを行い、積極的に配慮を行うことが望ましい。

第6 相談体制について

学校においては、幼児児童生徒との関係が長期にわたること等から、校内相談体制を整備して、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者からの、障害を理由とする差別の解消に関する相談等に的確に応じることが必要である。学校において

は、相談窓口を明確にするとともに、校内支援委員会を含む校内体制の充実を図ることにより、障がいや理由とする差別の解消の推進に資する体制を整備するものとする。

また、相談窓口は、幼児、児童及び生徒やその保護者に周知することが重要である。



障害を理由とする差別の解消を推進する校内体制

学校においては、主として学級担任や特別支援教育コーディネーター等が、幼児、児童及び生徒やその保護者からの相談等を最初に受け付けることが想定される。相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

校内体制を活用してもなお合意形成が難しい場合、校長は、高校教育課、特別支援教育課、学校人事課等関係課と協議を行うことができる。

なお、職員の対応に関する相談には、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第13条の規定に基づき、県障がい者支援課に設置している広域専門相談員があたることもできる。

相談を受けた案件については、広域専門相談員が関係者から意見を確認するなどして事案を整理し、今後の対応について学校人事課及び関係課と協議等を行う。

第7 理解促進のための研修について

学校教育は、障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するために重要な役割を担っている。学校においては、職員の理解の在り方や指導の姿勢が障がいのある幼児、児童及び生徒に大きく影響することに十分留意し、法の趣旨の理解をはじめとして、発達障害等を含む障がいの理解、発達段階に応じた支援方法、不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等について研修を行うことが望ましい。

また、障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進することについて、障がいのない幼児、児童及び生徒の保護者や地域住民に対する働きかけも重要である。

【障がいの種類と状態について】

視覚障がい	視覚障がいとは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、移動の困難等がある。
聴覚障がい	聴覚障がいとは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。聴覚障がいがある子供たちには、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語はじめその他多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切である。
知的障がい	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があるといわれている。
肢体不自由	肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言う。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要である。
病弱・身体虚弱	病弱とは心身の病気のため弱っている状態を表している。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、

	<p>病気にかかりやすいといった状態を表している。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しない。</p> <p>病弱及び身体虚弱の子供の中には、医師や看護師、心理の専門家等による治療だけでなく、学習への不安、病気や治療への不安、生活規制等によるストレスなどの病弱児の心身の状態を踏まえた教育を必要とすることが多い。</p>
言語障がい	<p>言語障がいとは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。</p>
情緒障がい	<p>情緒障がいとは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。</p>
自閉症	<p>自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいである。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。</p>
学習障がい	<p>学習障がいとは、学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態である。</p>
注意欠陥多動性障がい	<p>注意欠陥多動性障がいとは、おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態である。</p>

※教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～（平成25年10月文部科学省）より引用

保存期間 3年 (平成32年3月31日まで)
有効期間満了日 平成32年3月31日
28年A020109
熊警第284号
〔監・教・広県〕
平成28年3月3日

各部課長
殿
各警察署長

熊本県警察本部長

熊本県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の策定について (通達)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)については、平成28年4月1日に施行されるところであるが、法第7条において、行政機関等に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が規定されるとともに、法第10条において、法第7条の規定する事項に関し、行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとされたところである。

そこで、この度、別添のとおり「熊本県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を定めたので、各所属においては、全職員に対し、同要領の周知徹底を図ることで、その対応に遺漏のないようにされたい。

担当	警務課企画第一係	警電2652~2654
----	----------	-------------

熊本県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

1 目的

この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、熊本県警察の職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 不当な差別的取扱いの禁止

職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でないものと不当な差別的取扱い（以下「不当な差別的取扱い」という。）をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

3 合理的配慮の提供

職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

4 所属長の責務

(1) 所属長は、前2及び3に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

ア 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、職場教養等を通じて、障害特性等に関する認識を深めさせること。

イ 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談等があった場合は、迅速かつ適切に対処すること。

ウ 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

- (2) 所属長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

5 懲戒処分等

職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当するものとして、懲戒処分等に付されることがある。

6 相談体制の整備

- (1) 警察本部広報県民課警察安全相談室に、障害者等からの相談や苦情（以下「相談等」という。）に対応するための窓口を置く。
- (2) 相談窓口においては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、電子メール等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するものとする。
- (3) 相談窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- (4) 相談窓口については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

7 研修・啓発

- (1) 警察本部警務部長（以下「警務部長」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。
- (2) 警務部長は、次の各号に掲げる職員に対し、それぞれ当該各号に定める内容について、研修を実施するものとする。
 - ア 新たに職員となった者 障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項
 - イ 新たに所属長となった職員 障害を理由とする差別の解消等に関して求められる役割
- (3) 警察本部教養課長は、職員に対して、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項

1 用語の定義

(1) 障害

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害その他心身の機能の障害をいう。

(2) 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【ポイント】

本要領に定める障害者の定義は、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」第2条第1項に規定する「障害者」と同義であり、いわゆる障害者手帳の所持者に限らない。

(3) 社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

- 「事物」とは、障害のある人にとって、利用しにくい施設、設備例) 建築物や公共交通機関における段差など
- 「制度」とは、障害のある人にとって、利用しにくい制度例) 障害を理由とした資格制限など
- 「慣行」とは、障害のある人の存在を意識していない慣習、文化例) 会議での点字資料や手話通訳の欠如など
- 「観念」とは、障害のある人への偏見、考え方例) 心ない言葉や視線、障害者は保護されるべき存在とする意識上の障壁など

(4) 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、障害のない人と比較して区別する、排除する、制限する、条件を付ける等の異なる取扱いをすることであって、障害のある人の権利利益を侵害すること。

(5) 合理的配慮

障害のある人から社会的障壁を取り除くための配慮を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害のある人の権利利益を侵害することとならないように求められる必要かつ合理的な取組をいう。

法律と条例における用語の違いについて

障害を理由とする差別の禁止に係る条文では、障害者差別解消法は「不当な差別的取扱い」と規定されているところを、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例では「不利益取扱い」とし、具体的に8分野を明示している。

【障害者差別解消法】(H28.4施行)

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならぬ。

【障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例】

(H23.7制定、H28.4一部改正)

第2章 第1節 障害を理由とする差別の禁止

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。

※ 下記の8分野について、具体的に列挙し、不利益取扱いを禁止している。

- ①福祉サービス ②医療 ③商品販売・サービス提供 ④労働者の雇用
- ⑤教育 ⑥建物等・公共交通機関の利用 ⑦不動産の取引 ⑧情報の提供等

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。

【ポイント】

障害を理由とする差別には、「不当な差別的取扱い(不利益取扱い)をすること」と「合理的な配慮を提供しないこと」の2種類がある。

2 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）について

(1) 基本的な考え方

法律及び条例では、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害のない人には付さない条件を付けることなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することを禁止している。

不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とは、正当な理由なく、障害のある人を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害のない人より不利に扱うことに留意する必要がある。

(2) 「正当な理由」の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害のある人に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

その判断は、個別の事案ごとに、障害のある人、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び県警察の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要がある。

【ポイント】

- 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とは、正当な理由なく、諸事情が同じ障害のない人と比較して、障害のある人を不利に扱うこと。
- 正当な理由に当たるか否かについては、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈してはならない。
- 正当な理由の判断の視点は、客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言えるかどうかである。
- 正当な理由があると判断した場合、その説明責任は県側にあるため、障害のある人に対し、丁寧に説明する必要がある。

(3) 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例

不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に当たり得る具体例は、以下のとおりである。これらは例示であって、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に当たるか否かは個別の事案ごとに判断されるものであり、ここに掲げた例に限らないことに留意する必要がある。

【不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例】

サービスの利用を拒否すること

- ・ 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- ・ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供を拒否する。
- ・ 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒否する。
- ・ 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。

サービスの利用を制限すること

- ・ サービス提供時間を限定し、対応を後回しにする。
- ・ サービスの利用に必要な情報提供を行わない。

サービスの利用に際し、条件を付けること

- ・ 事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにも関わらず、来庁の際に介助者等の同伴を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、介助者等の同行を拒んだりする。

【不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とならない例】

- 障害のある人の事実上の平等を促進するために、障害のある人を障害のない人と比較して優遇する（いわゆる積極的改善措置）。
- 障害のある人に対する合理的配慮の提供により、障害のない人と異なる取扱いをする。
- 合理的配慮の提供等に必要な範囲内で、プライバシーに配慮しつつ、障害のある人に障害の状況等を確認する。

3 合理的配慮について

(1) 基本的な考え方

法律及び条例では、障害のある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することがないように、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組が求められている。

合理的配慮は、障害のある人が受ける制限が、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるという、いわゆる**社会モデル**の考え方を踏まえたものであり、障害のある人の個人的な問題ではなく、社会的な問題として取り組む必要がある。

【ポイント】

- 合理的配慮とは、障害のある人が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために必要な改善や変更を、周りの人が行うこと。
- 障害のある人から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、配慮をしなければならない。

《留意事項》

- ① 警察の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。
- ② 障害のない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること。
- ③ 事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。

(2) 合理的配慮の提供に当たって求められる対応

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、障害のある人が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであり、また、合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮する必要がある。

なお、合理的配慮を必要とする障害のある人が多数見込まれる場合や、障害のある人との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、中・長期的なコストの削減・効率化につながる**事前の環境整備**を考慮に入れることが重要である。

(3) 業務を委託する場合の対応

警察がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害のある人が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

【意思の表明】

- 意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などがある。
- 障害のある人自らが意思の表明をすることが困難な場合には、その家族や介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含まれる。
- 意思の表明が困難な障害のある人が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要としていることが明らかな場合には、自主的に配慮を行うことが望まれる。

【社会モデル】

「社会モデル」とは、障害のある人が日常生活や社会生活において受ける生活のしづらさは、障害のことなどを考慮しないで作られた社会の仕組みに原因があるとする考え方。

例えば、聴覚障害のある人が、講演会を聞きに行きたいと思っても行かないのは、手話通訳が配置されていない（配置する慣行がない）のが原因であり、主催者が多様な参加者を想定し、はじめから手話通訳を配置しておけば、このような問題は生じない。

現在は、「社会モデル」の考え方が国際ルールとなっているが、以前は、障害のある人が受ける生活のしづらさは、その人が持つ機能障害や疾患に原因があると考えられていた。このような考えは「医学モデル」と呼ばれている。

【事前の環境整備】

合理的配慮を必要とする障害のある人が多数見込まれる場合や、障害のある人との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、事前の環境整備に努める必要がある。

【事前の環境整備の例】

- 建物の出入口に段差がある場合、スロープの設置工事をする。
- 車いすを使用する人の窓口手続き等のため、書類を書きやすい高さのテーブルなどを用意する。
- 窓口で筆談ができるように、メモやホワイトボードを備えておく。

(4) 「過重な負担」の考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮しながら具体的な場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断する必要がある。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明するとともに、代替措置の選択も含め、障害のある人との対話により理解を求める必要がある。

〔ポイント〕

- 合理的配慮は、障害の特性や具体的な場面に応じて異なり、求められる配慮も多種多様である。

≪「過重な負担」の判断の視点≫

① 事務又は事業への影響の程度

求められた合理的配慮を講じることによって、事務又は事業の目的、内容や機能、行政サービス等の本質を損なわれないか

② 実現可能性の程度

求められた合理的配慮の提供に当たり、物理的・技術的制約、人的・体制上の制約等がないか

③ 費用・負担の程度

求められた合理的配慮の提供に当たり、必要な費用は事務又は事業の実施に影響を及ぼさない程度であるか

- 過重な負担に当たるか否かについては、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈してはならない。
- 過重な負担があると判断した場合、その説明責任は警察側にあるため、障害のある人に対し、丁寧に説明する必要がある。
- 過重な負担があると判断した場合でも、別の方法で対応できないか、障害のある人と協議する必要がある。
- 合理的配慮の求めがない場合でも、配慮を必要とする人が多く見込まれる場合などは、自主的な改善に向けて取り組むことが望ましい。

(5) 合理的配慮の具体例

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては次のようなものがある。なお、これらは例示であって、ここに掲げた例だけに限らないことに留意する必要がある。

【物理的環境への配慮の具体例】

- 高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- 段差がある場合に、車椅子利用者等の補助をする。
- 障害のある人の歩行速度に合わせ、目的の場所まで案内する。
- 疲労を感じやすい障害のある人の申し出に対し、休憩のための臨時のスペースを確保する。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を配慮する。
- 不随意運動等により書類を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、聴覚に障害のある人に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

【意思疎通の配慮の具体例】

- 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 駐車場等で通常、口頭で行う案内を、メモ等で渡す。
- 本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 障害のある人から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。
- 比喩表現等が苦手な障害のある人に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに分かりやすく具体的に説明する。
- なじみのない外来語は避け、漢数字は用いない。また、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記する。

【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

- 順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の人の理解を得たうえで、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の人の理解を得たうえで、障害のある人の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見える席を確保する。
- 障害のある人の来庁が多数見込まれる場合、駐車場とされていない区画を障害者用駐車場の区画に変更する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害者の理解を援助する者の同席を認める。

4 所属長に求められること

- ・ 部下職員に対して、日々の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し注意を喚起し、職場教養等を通じて、障害特性等に関する知識を深めさせなければならない。
- ・ 障害者及びその家族その他関係者から不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮の不提供に対する相談等があった場合、迅速かつ適切に対処する。
- ・ 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導する。

5 職員が心得ておくべきこと

- ・ 障害のある人に対する不利益な取扱いや合理的配慮に欠けた言動、行動は、法律や条例に反するだけでなく、警察の信頼性を損ねることになる。
- ・ 合理的配慮を求める申し出があった場合は、障害のある人との認識の違いをなくすため、十分なコミュニケーションを図るようにする。

<不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に関して>

- ・ 正当な理由があると判断した場合、その説明責任は警察側にあるため、障害のある人に対して、丁寧な説明を行わなければならない。

<合理的配慮に関して>

- ・ 過重な負担がある場合、法的義務は課されないが、別の方法で対応できないか、配慮を求める障害のある人と協議する必要がある。
- ・ 過重な負担であると判断した場合、その説明責任は警察側にあるため、障害のある人に対して、丁寧な説明を行わなければならない。
- ・ 合理的配慮の申し出がない場合、法的義務は課されないが、配慮を必要とする障害のある人が多く見込まれる場合などは、自主的に改善に向けた配慮を行うことが望ましい。

6 相談体制について

職員の対応に関する相談は、広報県民課警察安全相談室において受理し、内容が相談であれば、「警察安全相談業務の運用要領について（通達）」（平成27年12月22日付け熊広県第520号）により、苦情であれば、「警察職員の職務執行に関する苦情の取扱いについて（通達）」（平成27年12月24日付け熊監第338号）により対応する。

7 理解促進のための研修・啓発について

職員一人一人が、障害のある人に対して適切に対応するためには、法律及び条例の趣旨や、様々な障害特性に応じた配慮について、理解を深めることが求められている。

そのため、職員は、各種教養の機会を通じて、障害について正しく解する必要がある。

【障害特性に応じた配慮について】

視覚障害	<p><主な特性> 視覚障害のある人の見え方は、「全く見えない」「ぼやけて見える」「中心または周りが見えない」など様々である。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「あちら」「こちら」「これ」「それ」などの指示語を使わない。 ・ 「30センチ右」「時計で3時の方向」など具体的に説明する。
聴覚障害	<p><主な特性> 全く聞こえない状態（ろう）と聞こえにくい難聴の人がいる。また、事故や病気で聞こえなくなった中途失聴の人がいる。<u>見た目では分かりにくい。</u></p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会話には筆談、口話、手話、要約筆記^{※1}などを使う。
言語障害	<p><主な特性> 話し言葉が一般の話し方と異なるため、コミュニケーションや人間関係に支障が生じることがある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聞き取りにくい時は、聞き返すなどして確認する。
盲ろう	<p><主な特性> 視覚と聴覚の両方に障害があり、目と耳からの情報が全くないため、自分が置かれている状況を判断できず、自分から話しかけることができないことがある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 話しかける時は、肩や腕にそっと手を触れて話しかける。
肢体不自由	<p><主な特性> 病気やけがなどによって、四肢、体幹の機能に障害があるため、日常生活には車いすや杖、義足などが必要な人がいる。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 困っている様子が見られたら、声をかけ、どんな手助けが必要か尋ねる。

※1) 要約筆記：話の重要な部分を要約し、文字にして伝える方法。手書きのほか、パソコンで入力した要約部分をスクリーン等に写して伝える要約筆記がある。要約筆記者には守秘義務がある。

内部障害	<p><主な特性> 心臓や呼吸器等の内臓機能の障害であり、体力が低下やすく疲れやすい。重い荷物を持ったり、長時間立っていることなど負担を伴う行動ができない。<u>見た目では分かりにくい。</u></p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外見からは分かりにくく、周りから理解されず苦しんでいる人がいることを理解する。
知的障害	<p><主な特性> 発達時期に生じた脳の障害により、知的能力が年齢相応ではなく、社会生活への適応が難しい。人の話をうまく理解できない、自分の考えや気持ちを表現できないことがある。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容が理解できるよう、ゆっくり簡単な言葉で話しかける。 ・ 子ども扱いしない。
重症心身障害	<p><主な特性> 重度の身体障害と重度の知的障害などが重複している障害で、自分で日常生活を送ることは困難である。常に介助者が側にいることがほとんどである。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動で人手がいるような時は、介助者に声をかけ、積極的に手伝う。
高次脳機能障害	<p><主な特性> ケガや病気により脳が損傷を受けたことが原因で、注意力や記憶力が低下したり、感情のコントロールができなくなる障害で、本人も自分の障害を十分認識できないことがある。<u>見た目では分かりにくい。</u></p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大事なことはメモを取るように促す。 ・ 伝えたいことを簡潔に伝え、理解できているか確認する。
発達障害	<p><主な特性> 生まれながらの脳の一部の機能障害で、言語、運動、社会的な能力や技術の習得に得意・不得意がある。自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、学習障害等がある。<u>見た目では分かりにくい。</u></p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑で遠回しな印象を受ける言い方はしない。 ・ 会話する時は、「ゆっくり」「はっきり」話す。

精神障害	<p><主な特性> 統合失調症、うつ病、アルコール依存症などの様々な精神疾患のために障害が生じ、日常生活や社会生活を送ることが難しい。<u>見た目では分かりにくい。</u></p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> 相手に不安を感じさせないよう穏やかな対応を心がける。
てんかん	<p><主な特性> 脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、てんかん発作が繰り返しおきる病気で、体の一部・全部がけいれんしたり意識を失うなど、発作の起き方は様々である。</p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> てんかんについて正しい理解をする。
難病	<p><主な特性> 原因不明、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れがある疾病で、本人や家族の身体的・精神的・経済的負担が大きい。<u>見た目では分かりにくい。</u></p> <p><配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の疾患により、その特性や注意する点が異なるため、職場環境や働き方などの配慮が必要である。

<p>1. 本行自開辦以來，承蒙各界人士之愛護，業務蒸蒸日上，深感榮幸。茲為擴大服務範圍，特在各地設立分行，以便顧客就近辦理各項業務。凡有存款、放款、匯兌等項，均可隨時辦理。本行信譽昭著，手續簡便，收費低廉，竭誠歡迎各界人士之垂青。</p>	<p>本行自開辦以來，承蒙各界人士之愛護，業務蒸蒸日上，深感榮幸。茲為擴大服務範圍，特在各地設立分行，以便顧客就近辦理各項業務。凡有存款、放款、匯兌等項，均可隨時辦理。本行信譽昭著，手續簡便，收費低廉，竭誠歡迎各界人士之垂青。</p>	<p>本行自開辦以來，承蒙各界人士之愛護，業務蒸蒸日上，深感榮幸。茲為擴大服務範圍，特在各地設立分行，以便顧客就近辦理各項業務。凡有存款、放款、匯兌等項，均可隨時辦理。本行信譽昭著，手續簡便，收費低廉，竭誠歡迎各界人士之垂青。</p>
<p>2. 本行自開辦以來，承蒙各界人士之愛護，業務蒸蒸日上，深感榮幸。茲為擴大服務範圍，特在各地設立分行，以便顧客就近辦理各項業務。凡有存款、放款、匯兌等項，均可隨時辦理。本行信譽昭著，手續簡便，收費低廉，竭誠歡迎各界人士之垂青。</p>	<p>本行自開辦以來，承蒙各界人士之愛護，業務蒸蒸日上，深感榮幸。茲為擴大服務範圍，特在各地設立分行，以便顧客就近辦理各項業務。凡有存款、放款、匯兌等項，均可隨時辦理。本行信譽昭著，手續簡便，收費低廉，竭誠歡迎各界人士之垂青。</p>	<p>本行自開辦以來，承蒙各界人士之愛護，業務蒸蒸日上，深感榮幸。茲為擴大服務範圍，特在各地設立分行，以便顧客就近辦理各項業務。凡有存款、放款、匯兌等項，均可隨時辦理。本行信譽昭著，手續簡便，收費低廉，竭誠歡迎各界人士之垂青。</p>
<p>3. 本行自開辦以來，承蒙各界人士之愛護，業務蒸蒸日上，深感榮幸。茲為擴大服務範圍，特在各地設立分行，以便顧客就近辦理各項業務。凡有存款、放款、匯兌等項，均可隨時辦理。本行信譽昭著，手續簡便，收費低廉，竭誠歡迎各界人士之垂青。</p>	<p>本行自開辦以來，承蒙各界人士之愛護，業務蒸蒸日上，深感榮幸。茲為擴大服務範圍，特在各地設立分行，以便顧客就近辦理各項業務。凡有存款、放款、匯兌等項，均可隨時辦理。本行信譽昭著，手續簡便，收費低廉，竭誠歡迎各界人士之垂青。</p>	<p>本行自開辦以來，承蒙各界人士之愛護，業務蒸蒸日上，深感榮幸。茲為擴大服務範圍，特在各地設立分行，以便顧客就近辦理各項業務。凡有存款、放款、匯兌等項，均可隨時辦理。本行信譽昭著，手續簡便，收費低廉，竭誠歡迎各界人士之垂青。</p>

熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第39条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、障害を理由とする差別の解消及び障害者虐待の防止の取組を推進するため、関係機関及び団体等が相互の連携を強化することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議、検討を行うものとする。

- (1) 障害者差別の解消及び障害者虐待の防止についての関係機関及び団体等の連携体制整備に関すること。
- (2) 障害者差別の解消及び障害者虐待の防止に関する研修、相談、啓発等の取組に関すること。
- (3) 障害者差別及び障害者虐待の事例分析に関すること。
- (4) その他障害者差別の解消及び障害者虐待の防止に関すること。

(構成)

第4条 連絡会議は、別表に掲げる機関により構成する。

2 連絡会議においては、必要に応じ、障害者差別の解消及び障害者虐待の防止に関する関係者を、随時参加させることができる。

(会議)

第5条 連絡会議は、おおむね1年に2回程度開催することとし、必要に応じ、臨時に開催することができるものとする。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課におく。

附 則（平成24年7月31日）
この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則（平成26年6月20日）
この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月7日）
この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	構成機関
支援機関	公益社団法人 熊本県医師会
	熊本県弁護士会
	熊本県司法書士会
	一般社団法人 熊本県社会福祉士会
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
	熊本県民生委員児童委員協議会
障がい福祉施設等	熊本県身体障害児者施設協議会
	熊本県知的障がい者施設協会
	公益社団法人 熊本県精神科協会
団体	社会福祉法人 熊本県身体障害者福祉団体連合会
	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会
	熊本県障害児・者親の会連合会
	熊本県自閉症協会
	一般社団法人 熊本県精神障害者福祉会連合会
	公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会
市町村	熊本県市長会
	熊本県町村会
行政関係者	熊本市障がい保健福祉課
	熊本労働局（雇用環境・均等室）
	熊本地方法務局（人権擁護課）
	熊本県警察本部（生活安全部生活安全企画課）
	熊本県教育委員会（特別支援教育課）
	熊本県労働雇用創生課
	熊本県子ども家庭福祉課
	熊本県認知症対策・地域ケア推進課
	熊本県福祉総合相談所（熊本県女性相談センター）
	熊本県障がい者支援課